

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年5月10日(2018.5.10)

【公開番号】特開2016-131838(P2016-131838A)

【公開日】平成28年7月25日(2016.7.25)

【年通号数】公開・登録公報2016-044

【出願番号】特願2015-10508(P2015-10508)

【国際特許分類】

A 47 L 5/28 (2006.01)

A 47 L 9/28 (2006.01)

A 47 L 5/24 (2006.01)

【F I】

A 47 L 5/28

A 47 L 9/28 U

A 47 L 5/24 A

【手続補正書】

【提出日】平成30年3月20日(2018.3.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

実施形態の電気掃除機は、風路体が接続される接続部を一端側に備えるとともに、把持部を他端側に備えた本体部と、把持部の風路体側に位置する集塵部と、を有する。本体部は、電動送風機と、二次電池と、制御手段と、充電端子と、を備える。二次電池は、電動送風機に電力を供給する。制御手段は、電動送風機の動作を制御する。充電端子は、二次電池の充電用である。そして、集塵部は、風路体の軸線に対して、二次電池の重心とは反対側に配置されている。また、風路体の軸線方向において、本体部の一端側から他端側へ、充電端子、制御手段、電動送風機および二次電池の順で配置されている。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0070

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0070】

11 電気掃除機

18 風路体

19 把持部

21 本体部

22 集塵部である集塵装置

26 接続部

34 電動送風機

35 制御手段

36 二次電池

45 接点部

48 充電端子

49 蓋体

51 接地面
52 排気口である本体排気口
59 塵埃量検出手段
A 軸線

【手続補正3】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

風路体が接続される接続部を一端側に備えるとともに、把持部を他端側に備えた本体部と、

前記把持部の前記風路体側に位置する集塵部と、を具備し、

前記本体部は、

電動送風機と、

前記電動送風機に電力を供給する二次電池と、

前記電動送風機の動作を制御する制御手段と、

前記二次電池の充電用の充電端子と、を備え、

前記集塵部は、前記風路体の軸線に対して、前記二次電池の重心とは反対側に配置されるとともに、

前記風路体の軸線方向において、前記本体部の前記一端側から前記他端側へ、前記充電端子、前記制御手段、前記電動送風機および前記二次電池の順で配置されている

ことを特徴とした電気掃除機。

【請求項2】

前記本体部は、開いた状態で前記二次電池を引き出し可能とする蓋体を備えていることを特徴とした請求項1記載の電気掃除機。

【請求項3】

前記蓋体は、載置面に載置した際に、該載置面に対して接触する接地面を備えていることを特徴とした請求項2記載の電気掃除機。

【請求項4】

前記電動送風機の排気側に連通し、該電動送風機からの排気の一部を外部に排出する排気口が前記接地面に設けられている

ことを特徴とした請求項3記載の電気掃除機。

【請求項5】

前記接続部の前記風路体との電気的な接点部と前記充電端子とは、前記風路体の軸線に対して反対側に配置されている

ことを特徴とした請求項1ないし4いずれか一記載の電気掃除機。

【請求項6】

前記充電端子は、前記風路体の軸線方向において、前記接点部と前記制御手段との間に配置されている

ことを特徴とした請求項5記載の電気掃除機。

【請求項7】

前記集塵部へ吸い込まれる含塵空気中の塵埃量を検出する塵埃量検出手段を備え、

前記塵埃量検出手段は、前記風路体の軸線方向において、前記接点部と前記制御手段との間に配置されている

ことを特徴とした請求項5または6記載の電気掃除機。